二　本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5　第一項の「最低単体資本バッファー比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一　金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおける商工組合中央金庫の重要性に鑑み、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が損失の吸収のため資本を増強することが必要であると認める場合　経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率

二　商工組合中央金庫の業務の状況等を勘案した我が国の金融システムにおけるその重要性に鑑み、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が損失の吸収のため資本を増強することが必要であると認める場合　経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率

第十六条中「第十四条各号」の下に「及び第十四条の二第一項」を加える。

第十八条第四項第五号ハ⑵中「単体自己資本比率」を「最低所要単体自己資本比率」に改める。

第十九条第四項第五号ハ⑵中「単体自己資本比率」を「最低所要単体自己資本比率」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第十九条の二　第十四条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一　普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。）から次に掲げる額（第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ　信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ　第二十四条第一項から第三項までの規定により加算される額（これらの規定の適用がある場合に限る。）

二　リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Ｔｉｅｒ１資本の額（第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三　リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ　Ｔｉｅｒ２資本の額（第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。）

ロ　その他Ｔｉｅｒ１資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

第二十条第一項中「第十九条第二項第一号」を「第十九条第二項第一号」に改め、同条第三項中「前条第二項第二号」を「第十九条第二項第二号」に改め、同条第四項中「前条第二項第三号」を「第十九条第二項第三号」に改め、同条第五項中「前条第二項第四号」を「第十九条第二項第四号」に改める。

第二十一条から第二十四条までの規定中「第十四条各号」の下に「及び第十四条の二第一項」を加える。

第三十四条中「及び欧州共同体向けの」を「、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向け」に改める。

第七十条第三号及び第七十五条第一項第一号中「欧州共同体」の下に「、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ」を加える。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。ただし、第一条第三十一号チ、第三十四条、第七十条第三号及び第七十五条第一項第一号の改正規定は、公布の日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条の二及び第十四条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間			
第二条の二第三項及び第十四条の二第三項	二・五パーセント	〇・六二五パーセント	
第二条の二第四項及び第十四条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の二十五を乗じて得た比率	
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間			
第二条の二第三項及び第十四条の二第三項	二・五パーセント	一・二五パーセント	
第二条の二第四項及び第十四条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の五十を乗じて得た比率	
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間			
第二条の二第三項及び第十四条の二第三項	二・五パーセント	一・八七五パーセント	
第二条の二第四項及び第十四条の二第四項	掲げる比率を合計して得た比率	掲げる比率を合計して得た比率に百分の七十五を乗じて得た比率	

〇金融庁厚生労働省告示第四号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年十一月二十六日

金融庁長官　森　信親
厚生労働大臣　塩崎　恭久